生駒市条例第１６号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月２８日

生駒市長　山下　真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年１２月生駒市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１０条の次に次の１条を加える。

（日常生活に伴って生じた一般廃棄物の排出方法）

第１０条の２　土地又は建物の占有者は、日常生活に伴って生じた一般廃棄物（し尿、動物の死体その他規則で定める物を除く。以下「家庭系廃棄物」という。）を排出するときは、市長が指定する家庭系のごみ袋（以下「家庭系指定ごみ袋」という。）を使用しなければならない。

２　土地又は建物の占有者は、家庭系廃棄物のうち、家庭系指定ごみ袋に収納することができない物を排出するときは、前項の規定にかかわらず、市長が指定するごみ処理券（以下「ごみ処理券」という。）を当該物に貼付しなければならない。

第１３条第１項中「生じた一般廃棄物」の次に「（以下「事業系廃棄物」という。）」を加え、同条第２項本文中「事業活動に伴って生じた一般廃棄物」を「事業系廃棄物」に、「袋（以下「指定袋」を「事業系のごみ袋（以下「事業系指定ごみ袋」に改め、同項ただし書中「指定袋」を「事業系指定ごみ袋」に改める。

別表中

「

特定家庭用機器廃棄物以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	燃えるごみを指定袋により排出する場合	容量90リットルの指定袋1袋につき	157円
			容量70リットルの指定袋1袋につき	121円
			容量45リットルの指定袋1袋につき	76円
			容量30リットルの指定袋1袋につき	51円
		ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合	容量70リットルの指定袋1袋につき	89円
			容量45リットルの指定袋1袋につき	55円
			容量30リットルの指定袋1袋につき	37円
		指定袋によらない場合	10キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。）	100円
	上記以外のごみ		1回につき300キログラムまで	無料
			1回につき300キログラムを超える分につき10キログラム増すごとに（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。）	50円

」

「

家庭系廃棄物	家庭系指定ごみ袋により排出する場合	容量45リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき	45円
		容量30リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき	30円
		容量15リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき	15円
		容量7リットルの家庭系指定ごみ袋1袋につき	7円
	ごみ処理券により排出する場合	ごみ処理券1枚につき	300円
事業系廃棄物	燃えるごみを事業系指定ごみ袋により排出する場合	容量90リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	157円
		容量70リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	121円

に

		容量45リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	76円
		容量30リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	51円
	ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを事業系指定ごみ袋により排出する場合	容量70リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	89円
		容量45リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	55円
		容量30リットルの事業系指定ごみ袋1袋につき	37円
	事業系指定ごみ袋によらない場合	10キログラムにつき（端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。）	100円

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による手数料（事業系指定ごみ袋によらない場合のものを除く。）の徴収その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3　改正後の条例第１０条の２第１項の規定は、施行日以後に本市が収集し、又は運搬する家庭系廃棄物（家庭系指定ごみ袋に収納することができない物を除く。）について適用する。